

議案第 33 号

東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則等の一部改正について

東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則等の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

平成 29 年 12 月 26 日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提案理由

西条町寺家の一部の区域を寺家駅前とする住居表示の実施に伴い、関係する小学校の通学区域の表示の変更その他所要の規定の整備を行うため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

(1) 寺家駅前の住居表示実施に伴う通学区域の表示の変更に関する規定

平成 30 年 1 月 9 日

(2) その他の規定

公布の日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則等の一部を改正する規則

(東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正)

第1条 東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則(昭和49年東広島市教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

別表小学校の表寺西小学校の項中「及び寺家産業団地」を「、寺家産業団地」に改め、「(八本松小学校の学区の区域を除く。)」の右に「及び寺家駅前の一部」を加え、同表平岩小学校の項中「及び八本松飯田二丁目」を「、八本松飯田二丁目」に改め、「までに限る。)」の右に「及び寺家駅前(寺西小学校の学区の区域を除く。)」を加え、「並びに八本松町米満」を「及び八本松町米満」に改める。

(東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則(平成29年東広島市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則別表小学校の表の改正規定中「及び」を「、」及び「及び寺家駅前の一部」に、「除く」を「平岩小学校の学区の区域を除く」及び「三ツ城小学校の学区の区域を除く」に改め、「龍王小学校」を加えの右に「、同表平岩小学校の項中「(寺西小学校の学区の区域を除く。)」を削り」を加える。

附 則

この規則は、平成30年1月9日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から施行する。

